1 担 当 課 上下水道課(水工)

2 施行番号 契水工 第 68 号

3 事 業 名 飯羽間配水池流量計移設更新工事

4 事業場所 岩村町飯羽間

5 事業概要 超音波流量計 (150A) N=1基

6 工 期 令和6年1月24日 ~ 令和6年11月29日

7 請負代金額 5,170,000 円

8 契約締結日 令和6年1月24日

9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘3-16-15

名称 シンク・エンジニアリング (株)

代表取締役 岡村 勝也

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号により随意契約をす ることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
不動産の背通地とでは、は、大力は、大力は、大力は、大力は、大力は、大力は、大力は、大力は、大力は、	<ul> <li>■ 飯羽間配水池流量計の更新に伴い流量データを中央監視システムと同期させる必要がある。データの同期及び試運転等の調整は監視システムを構築したシンク・エンジニアリング株式会社でしか施工することができない。</li> <li>■ 上記のことから、シンク・エンジニアリング(株)を随意契約の相手方とするものです。</li> </ul>

1 担 当 課 上下水道課(水工)

2 施行番号 契水工 第 71 号

3 事 業 名 閑羅瀬浄水場自動ストレーナー更新工事

4 事業場所 串原

5 事業概要 自動ストレーナー N=1台

6 工 期 令和6年2月7日 ~ 令和6年12月6日

7 請負代金額 4,620,000 円

8 契約締結日 令和6年2月7日

9 契約相手方 住所 岐阜県美濃加茂市蜂屋台一丁目5番地13

名称 寿美工業(株)岐阜営業所 所長 間宮 孝治

10 契約相手方の選定理由

167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり。

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号により随意契約をす ることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	□ 本工事の目的は、緊急停止した、関羅瀬浄水場の自動ストレーナーを修繕し復旧するものである。 当設備については、直ちに機能を復旧しなければ、水道の安定供給に支障をきたす恐れがある。どこよりも早く復旧できるのは、故障停止した際に現場にいち早く駆け付け、状況把握した業者となるため、寿美工業(株)岐阜営業所を随意契約の相手方とするものです。

1 担 当 課 上下水道課(水工)

2 施行番号 契水工 第 72 号

3 事 業 名 兼平浄水場門型クレーン走行装置更新工事

4 事業場所 山岡町馬場山田

5 事業概要 兼平浄水場 門型クレーン走行装置更新 N=1式

6 工 期 令和6年2月13日 ~ 令和6年3月28日

7 請負代金額 2,585,000 円

8 契約締結日 令和6年2月13日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田307-136

名称 正栄電機(株)

代表取締役 本位田 健太郎

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

# 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号により随意契約をす ることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
緊急の必要により競争入札に付すること ができないとき。	<ul> <li>兼平浄水場は砂ろ過による浄水方法であるため、定期的にろ過砂のすきとりを行っている。その際に使用している門型クレーンが、老朽化により故障し安全にすきとりが行えないため、緊急で更新を行う必要がある。市内業者に聞き取りを行ったところ、正栄電機(株)が早期に対応可能との回答を得た。</li> </ul>
	上記のことから、正栄電機(株)を随意契約の相手方とするものです。

1 担 当 課 農政課

2 施行番号 契農政第48号

3 事業名 門野用水沈砂池スライドゲート改修工事

4 事業場所 上矢作町下

5 事業概要 スライドゲート改修 N=1基

6 工 期 令和6年1月22日 ~ 令和6年3月29日

7 請負代金額 3,256,000 円

8 契約締結日 令和6年1月22日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市上矢作町3781-3

名称 (株) 双立

代表取締役 中島 安博

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令	地方自治法167条の2第1項第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
契約理由	
	門野用水沈砂池スライドゲートは老朽化していたが、先日突如ゲートが破損し漏水により周辺の土地に大きな影響を及ぼしていることから、緊急に改修工事を実施したい。また、当工事には仮設道の設置が必要であるが、隣接箇所で工事を実施しいる(株)双立と随意契約をすることにより、仮設道の利用が可能であることから、工事費の低減にもつながる。よって緊急に対応可能な(株)双立と随意契約をしたい。
見積	
入札形式	特別な随意契約 紙入札 1 社

1 担 当 課 環境課

施行番号 契水環 第 143 号

3 事 業 名 あおぞら 自動火災報知設備修繕工事

事業場所 恵南クリーンセンターあおぞら

自動火災報知設備修繕費:GR受信機、R-26Cソフト、メッセージ表示板、リニューアルプレート、消防検査費・届出費、作業費、諸経費 事業概要 5

6 工 期 令和 6年 1月12日 ~ 令和 6年 3月31日

7 請負代金額 3,135,000 円

8 契約締結日 令和 6年 1月12日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町2625-40

> 名称 恵那防災(株)

> > 代表取締役 松井 啓史

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

#### 契約の適用法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号(緊急の場合)

#### 契約の相手方

氏 名 恵那防災(株)

住 所 恵那市大井町 2625-40

代表者 代表取締役 松井 啓史

#### 理由

恵南クリーンセンターあおぞらの自動火災報知設備が故障していることが通常点検により判明した。

近年、廃棄物処理施設において、リチウムイオン電池等の混入による火災が全国的に増加しておりこのままの状態が続けば火災が発生した場合に通報ができず消火が遅れる可能性があるため早急に対応する必要がある。

また、恵南クリーンセンターあおぞらの自動火災報知設備は恵那防災(株)が長年継続してメンテナンスを行っている。

今回の緊急修繕は恵那防災(株)が施設内の配線に詳しいため、設計費も安価にでき 設置後のトラブル対応やメンテナンスなど、緊急時にも迅速な対応が可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方とするもの。

1 担 当 課 環境課

施行番号 契水環 第 150 号

3 事 業 名 エコセンター恵那 二酸化炭素消火設備等修繕

事業場所 エコセンター恵那

二酸化炭素消火設備:点検用閉止弁、容器弁ソレノイド、連絡盤、手動起動操作箱、モーターサイレン・回転灯、圧力スイッチ、端子箱・標識板および説明板の更新 乾燥物排出コンベヤ・介では部上カビー 開閉装置の修繕 3月31日 事業概要 5

6 工 期

7 請負代金額 5,280,000 円

8 契約締結日 令和 6年 2月 5日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号 名称 メタウォーター(株)営業本部 中日本営業部 部長 粂田 貴史

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

#### 契約の適用法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号(緊急の場合)

#### 契約の相手方

氏 名 メタウォーター (株) 中日本営業部 部長 粂田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27番8号

#### 理 由

エコセンター恵那の通常点検の際に火災発生の際に二酸化炭素を用いて消火する二酸化炭素消火設備と乾燥機から出た RDF 可燃ごみを No. 1 乾燥物コンベヤと未乾燥品返送コンベヤに振り分ける乾燥物排出コンベヤに不具合を発見したため緊急修繕を行う。このままの状況が続けば形成品サイロで火災が発生した場合に消火できずまた、乾燥機から出た RDF 可燃ごみを振り分けることもできないため早急な対応が必要である。

消火設備およびコンベヤについては日頃からメタウォーター(株)が整備を担当しており、今回の修繕工事についても当該事業者が早急に対応可能であるとの回答を得た。 修繕にはこれまでの整備経過や図面などの情報が必要なため当該事業者でなければ早期復旧は技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を契約の相手方とするもの。

1 担 当 課 環境課

施行番号 契水環 第 153 号

3 事 業 名 エコセンター恵那 処理施設経年劣化修繕工事

事業場所 エコセンター恵那

No.1乾燥物コンベヤ:No.1乾燥物コンベヤチェーン、エプロンパン用シャフト、レール取替 破袋機油圧ポンプ:メカニカルシール、ドライブシャフト、カップリング取替 事業概要 5

6 工 期 令和 6年 2月28日 ~ 令和 6年 3月31日

7 請負代金額 20,900,000 円

8 契約締結日 令和 6年 2月28日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号

> メタウォーター (株) 営業本部 中日本営業部 名称

> > 部長 粂田 貴史

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

#### 契約の適用法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号(緊急の場合)

#### 契約の相手方

氏 名 メタウォーター (株) 中日本営業部 部長 粂田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

#### 理 由

エコセンター恵那の通常点検の際に乾燥させた RDF 可燃ごみを次の工程へ送る No. 1 乾燥物コンベヤのコンベヤチェーン、エプロンパン用シャフト、上部 R 部レールがそれ ぞれ摩耗、可燃ごみの中の袋を破る破袋機の油圧ポンプのドライブシャフトにも摩滅 を発見した。これにより機械停止の状態となれば、可燃ごみの RDF 処理が停止することとなるため、緊急修繕を行い早急な対応を行いたい。

早期修繕においては、機械の状況把握や通常点検整備記録などの情報が必要であるため、通常点検を行っている上記事業者を契約の相手方とするものです。

1 担 当 課 生涯学習課

2 施行番号 契教生 第 93 号

3 事 業 名 恵那文化センター自動ドア更新工事

4 事業場所 長島町恵那文化センター

5 事業概要 正面玄関内側及び外側自動ドアガイドレール、センサー等更新 一式

6 工 期 令和6年1月10日 ~ 令和6年3月31日

7 請負代金額 3,025,000 円

8 契約締結日 令和6年1月10日

9 契約相手方 住所 岐阜県瑞浪市樽上町1-24

名称 昭和建物管理(株) 東濃支店 執行役員支店長 冨田 和久

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

- ●地方自治法施行令 167条の2の1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当)
- ・恵那文化センター等建物設備・衛生管理業務委託に基づき、自動ドア保守点検 を実施した結果、経過年数により生じたガイドレールの変形及び検知装置の 劣化が判明した。
- ・ガイドレールの変形に対し、金具の調整により可能な限り対応してきたが限界まで到達したため、これ以上変形が進捗するとドアを閉めることが出来なくなり、防犯上及び貸館上問題となる。
- ・予定業者は、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで建物整備・衛生管理業務を請け負っているため、当センターの開館日は技術職員(法律に基づく有資格者)を常駐させ、日常的に施設を管理している。
- ・施工後の自動ドアの管理及び点検業務を引き続き受託することと、他の業者 より設計にかかるコストや人件費の削減が期待出来、かつ速やかに工事を 着工することが出来るため随意契約としたい。

#### 【予定業者】

瑞浪市樽上町一丁目 24 番地 昭和建物株式会社 東濃支店 支店長 冨田 和久

1 担 当 課 生涯学習課

2 施行番号 契教生 第 98 号

3 事業名 文化センタースプリンクラー設備一斉開放弁修繕

4 事業場所 長島町

5 事業概要 開放型スプリンクラー設備一斉開放弁修繕 一式

6 工 期 令和6年1月31日 ~ 令和6年9月27日

7 請負代金額 4,070,000 円

8 契約締結日 令和6年1月31日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町2625-40

名称 恵那防災(株)

代表取締役 松井 啓史

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

消防法第17条に基づく点検により防火設備の不良が判明し現保守点検業者に修繕を依頼し施工したところ、新たな不良箇所が発覚したため引き続き同施工業者にて修繕を行う。